

## 与論町観光関連業者支援給付金

### 募集要項

#### 【給付金の対象】

①対象業種は下の表のとおりです。

業種名	対象事業
宿泊業	全ての宿泊施設
飲食店業	ライブハウス
物品賃貸業	レンタカー業
旅行業	旅行代理店
小売業	土産物店
娯楽業	マリンレジャー、ガイド、体験施設
その他の業種	町長が必要と認めるもの

②給付金の対象となる者は、前事業年度の売上が 200 万円以上あり、新型コロナウイルスの影響によりある特定の 1 月の売上が 50%以上減少した方となります。

③令和 2 年 3 月までに開業した方は新型コロナウイルスの影響を受けた理由書（例：オープンしたが、全くお客さんが来なかった等）を提出し、認められた場合は対象となります。

※前事業年度の売上が 200 万円未満の場合は今回の給付金の支給対象外となります。

#### 【給付金の額】

支給額は前事業年度の売上額に応じて下の表の通りです。

前事業年度収入額	給付金の交付上限額
1億円以上	100万円
3,000万円以上1億円未満	50万円
1,000万円以上3,000万円未満	40万円
200万円以上1,000万円未満	30万円
令和2年1月1日から同年3月31日までに開業した事業者	30万円

#### 【支給の方法】

給付金は 2 回に分けて支給されます。

①交付決定後、上記の交付上限額の 7 割相当額を振り込みます。

②申請期限終了後、予算に応じて残額を振り込みます。

### 【申請について】

下記の書類を揃えて**令和2年9月30日**までに役場商工観光課へ提出してください。

- (1) 与論町観光関連業者支援給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 決算書又は確定申告書の写し（全事業年度の売上額が分かる部分）
- (3) 持続化給付金給付通知書の写し又は売上減少申告書（様式第2号）
- (4) 新規事業者の理由書（任意様式）**※新規事業者のみ**
- (5) 申請者の身分証明書の写し
- (6) 振込先口座が確認できる通帳等の写し
- (7) 町税等完納証明書又は納税誓約書（役場税務課から取得）

※書類は役場商工観光課、商工会、与論町 HP にあります。

### 提出先：役場商工観光課

その他、何かご不明な点がございましたら下記の連絡先までお願いします。

連 絡 先  
与論町役場商工観光課  
担当：裾分・菅原  
[Tel:0997-97-4902](tel:0997-97-4902)  
FAX:0997-97-4196